

令和6年度私立幼稚園預かり保育推進補助金の会計処理について

当該補助金の会計処理につきましては、下記により処理を行っていただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1 補助金の交付額

実績報告書（第2号様式）1総括表 ②補助金執行額（複数園を設置している法人及び設置者については、法人又は設置者合計）の金額となります。

2 会計上の処理

「令和6年度私立幼稚園預かり保育推進補助金」は、令和7年5月末頃に支出を予定しています。ただし、当該補助金は令和6年度の補助金ですので、令和7年度に振り込まれたとしても、令和6年度の収入として処理（未収入金処理）をお願いいたします。

（具体的には）

★学校法人及び学校法人化志向園

①令和6年度決算の資金収支計算書で、資金収入の部において、補助金執行額を補助金収入に計上するとともに、同じく資金収入の部において、同額を資金収入調整勘定（期末未収入金）で差し引いてください。

②令和6年度決算の事業活動収支計算書で、教育活動収支の部において、補助金執行額を補助金収入に計上してください。

★個人立等幼稚園

「令和6年度私立幼稚園教育振興事業費補助金に係る実績報告書」と一緒に提出していただく、「令和6年度資金収支計算書」で、収入の部の「4 補助金 ウ 預かり保育推進補助金（都）」に補助金執行額を計上するとともに、収入の部の「10 資金収入調整勘定」で同額を差し引いてください。

3 その他

経常費補助金を受けている幼稚園において、預かり保育推進補助の補助対象経費が本務人件費など経常費補助金の補助対象経費と重複する場合には、経常費補助金の実績報告書の「補助の対象とならない経費」欄に重複する経費（補助金交付額ではない）を必ず記入すること。

教育振興事業費補助金を受けている幼稚園においては、教育振興事業費補助金の実績報告書の「補助の対象とならない経費」欄に、預かり保育推進補助の補助対象経費全額を必ず記入すること。